

**熊本デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議及び
エクスカーションにかかる宿泊・運送等業務委託プロポーザル募集要領**

1 業務概要

(1) 業務の目的

令和8年（2026年）7月から9月にかけて開催する「熊本デスティネーションキャンペーン」に向け、全国から旅行会社、ＪＲグループ、雑誌社等の関係者を招き、本県の観光素材やイベント等を紹介し、旅行商品の造成・販売、本県への集中的な送客と観光情報の発信を要請するため全国宣伝販売促進会議（以下「会議」という。）を開催する。また、これに付随して、本県の観光の魅力を体験等を通じて伝え、旅行商品の造成を促進するためエクスカーションを実施する。

本業務は、会議参加者の宿泊・運送の手配及びエクスカーションに係る企画・運営及び宿泊・運送の手配を行うものである。

(2) 委託業務内容

別添「熊本デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議及びエクスカーションにかかる宿泊・運送等業務委託仕様書記載のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）11月28日（金）まで

(4) 予算額

14,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

2 参加資格等

参加申込みをするに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たした者であること。

- ①会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立を行った又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- ②民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立を行った又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- ③参加申込み及び企画提案書提出の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。
- ④暴力団または暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成員を含む）の統制下でないこと。

3 委託業者の選定方法

(1) 参加表明書を提出した応募者に実行委員会が仮予約した宿泊施設・バス会社等の提示を行うため、応募者はそれらを参考に企画提案書を提出する。

(2) 実行委員会は応募者が提出した提案書の内容を審査したうえで、業務委託先を決定する。

4 参加手続き等

(1) プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書(様式第1号)を期限までに提出すること。

①提出期限 令和7年4月16日(水)午後5時必着

②提出方法 メールにより提出

(提出後、必ず確認の電話をすること)

③提出先 熊本デスティネーションキャンペーン実行委員会事務局

(熊本県観光文化部観光振興課内) 担当: 田中、高橋

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

TEL: 096-333-2335

Email: tanaka-n@kumamotodc2026.com

(2) 参加表明書の提出がない者については、本プロポーザルへの参加の意思がないものとみなす。

5 質問と回答

本業務委託に関する質疑は、「質問書」(様式第2号)により行う。

(1) 提出期限 令和7年4月14日(月)

(2) 提出方法 メールにより提出

(提出後、必ずその旨電話をすること)

(3) 提出先 4(1)③に同じ。

(4) 回答 提出された質問書への回答は、参加表明している全ての事業者によりメールにより行う。
各提案者の独自企画に関することについては、当該質問をした事業者のみに回答する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書鑑(様式第3号)

②企画提案書(様式自由)

下記の内容を含め作成のこと。

ア 企画提案するにあたっての考え方

イ 行程表(体験・観光・昼食場所及び所要時間記載)

ウ 実施スケジュール(エクスカージョンを実施する上での自治体等との調整を含む)

エ 運営体制

オ その他、事業目的を達成するために行う上記に属さない企画提案

③参考見積書(様式自由)

積算の内訳を記載すること

④類似業務実績(過去5年以内の実績:様式自由)

(2) 提出部数 5部

(3) 提出期限 令和7年4月23日(水)午後5時

(4) 提出方法 持参又は郵送(いずれの場合も、当日午後5時必着)

(5) 提出先 4(1)③に同じ

7 審査方法

別途審査会を設置し応募者からの提出書類をもとに、次の事項（主な審査基準）について、別に定める審査要領に基づき審査を行い、契約候補者を決定する。

なお、審査結果については、全ての参加事業者に後日書面で通知する。

【主な審査基準】

- (1) 本業務の実施に必要な業務遂行能力や実施体制等を有しているか。
 - ・業務遂行にあたり十分なノウハウを有しているか。
 - ・業務の安全な遂行が可能な人員が適切に配置、確保されているか。
 - ・業務スケジュールは計画的で、事業実施が可能なものとなっているか。
- (2) 企画力
 - ・本業務の趣旨を理解し、効果的なPRを図ることができる企画内容となっているか。
 - ・ほかの提案者にはない独自の発想や工夫はあるか。
- (3) 事業実績
 - ・これまで類似する事業実績はあるか。
- (4) 見積額の妥当性
 - ・適正な経費見積となっているか。

8 スケジュール

日 程	内 容
4月8日（火）	募集開始
4月14日（月）	質問書提出期限
4月16日（水）	参加表明書提出期限
4月23日（水）	企画書提出期限
4月25日（金）	審査会（委託業者決定）

※選定された業者には、委託業務内容の細部について調整を行ったうえ、改めて見積書の提出を求め、委託契約を締結する。

9 その他

- (1) 当該プロポーザルに要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 契約の相手方は、指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額の納付が必要となる。

なお、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を提出したときに返還する。

- (3) 次のいずれかの事項に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。
 - ・契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に熊本デスティネーションキャンペーン実行委員会を被保険者とする履行保証契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証券を提出したとき。
 - ・契約の相手方が過去2年間の間に国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したと証する書類を提出したとき。

- (4) 本書において、不明な点がある場合は、末尾問い合わせまで確認すること。
- (5) (4) の問い合わせ等により、全参加表明者に連絡しないと審査の公平性が担保できない回答については、全参加表明者に連絡を行う。(企画提案書提出期限まで)
- (6) 提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (7) 提出される全ての資料は、受託事業者の特定以外の目的では使用しない。
- (8) 委託者の都合により、採用された企画内容について、提案者と協議のうえ補正を行う場合がある。
- (9) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (10) 審査結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- (11) 提出された企画提案書等を受理した後、提案者による加筆及び修正は認めない。
- (12) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。
 - ①企画提案書等の提出方法、提出先及び期限に示された条件に適合していない場合。
 - ②特定結果に及ぼすような不誠実な行為を行った場合。

【本事業に関する問い合わせ】

熊本デスティネーションキャンペーン実行委員会事務局
(熊本県観光文化部観光振興課) 担当：田中、高橋
〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1
TEL：096-333-2335
Email：tanaka-n@kumamotodc2026.com